

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年7月16日開催 日本損害保険協会]

1. 不適切事案を踏まえた対応について

- 金融庁においては、2024年3月から6月にかけて「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」を開催し、6月25日に、その報告書が公表された。
- 貴協会及び会員各社においては、報告書の内容も踏まえながら、引き続き損害保険業全体の信頼回復に向けた取組みを行っていただきたい。金融庁としても、有識者会議の議論等を踏まえ、必要な調査・分析を行い、制度・モニタリングの具体的な見直しについて、検討を進めていく。

2. 保険モニタリングレポートについて

- 保険会社は、少子高齢化や自然災害の頻発・激甚化、自動車保険市場の縮小等の中長期的な事業環境の変化を見据え、顧客基盤の強化や収益の多角化に向けた取組み、国土強靱化の推進や自然災害リスク管理への取組み等を通じて、持続可能なビジネスモデルを構築することが求められる。
- 金融庁は、こうした観点等から2023事務年度においてもモニタリングを行い、2024年7月3日、その結果を取りまとめた「2024年 保険モニタリングレポート」を公表した。
- 損害保険業界に関するものとして、例えば、
 - ・ 令和6年能登半島地震への対応
 - ・ 持続可能なビジネスモデル構築に向けた取組み
 - ・ 不適切事案を踏まえた対応などが記載されている。
- 2024事務年度においても様々な論点について意見交換させていただきたいと考えているところ、引き続きご協力をお願いしたい。

3. 自然災害リスク管理に係るモニタリング

- 2023年度は、元旦に発生した能登半島地震(M7.6)のほか、大雨や雹による中規模災害が多発し、損害保険会社の損害率は高い状況が続いている。
- 特に火災保険では、多くの損害保険会社で多額の異常危険準備金を取り崩されたが、各社とも法令等や各社の積立計画に則って適切に積み立てが行われていた。中には、積立必要額を満たしていながら、将来の災害に備えて一時的な追加積立を行った社もあり、各社による方針の違いも見られた。
- 近年高騰を続けた再保険料は、今年の変更でわずかな下げ傾向が見られたが、依然として高止まりが続いている。このような中、再保険カバーが RoR（リスク量対比の収益性）に与える効果や毎年の収益のブレに与える効果の観点から多角的に再保険戦略を検討している例も見られた。今後とも引き続き各社の実情に合わせた統合的リスク管理態勢(ERM)の高度化を進め、異常危険準備金の積立や再保険の手配を行っていただきたい。

4. サイバー保険のリスク管理に係るモニタリング

- 企業向け保険の販売に注力する損害保険各社において、専用保険またはパッケージ保険としてサイバー保険を引き受けている中、金融庁では、定期的にサイバー保険のリスク管理に係るモニタリングを実施している。
- サイバー保険のリスク管理は発展段階であり、確立された管理手法は定まっていないと承知をしているが、多くの社がシナリオ分析による予想最大損害額、ベンダーモデルによるリスク量または保有保険金額といった指標を複数組み合わせながらリスク管理を行っている実態を確認した。
- 日本のサイバー保険の損害率は、現状、低位安定している状況にあるが、人為的に引き起こされるサイバー攻撃においてリスクモデルの開発は未成熟な段階であり、またグローバルには集積リスクの可能性についても議論されているところであるところ、各社におかれては、引き続きリスク管理の高度化に取り組んでいただきたい。

5. 資産運用立国の実現に向けた取組みについて

- 現在パブリック・コメントに付されている「アセットオーナー・プリンシプル」について、その対象となりうるアセットオーナーの範囲は幅広く、その中には中小の企業年金や学校法人のほか、保険会社も含まれている。
- 損害保険会社の皆様には、今後、プリンシプルが最終化された暁には、その受入についてご検討いただきたい。

6. 商品審査の効率化への協力について

- 2023年12月の意見交換会において、商品審査の効率化に向けたご協力をお願いさせていただいた。その後、議論を重ね、日本損害保険協会において、認可申請・届出時の留意点（※）を纏めたガイドラインを作成し、2024年6月各社に配付した旨報告を受けたところ。

（※）保険商品審査前のチェックポイントや、商品開発に係る内部管理態勢、改善を要した申請事例などが纏められている。

- 当該ガイドラインの活用により、各社における商品開発プロセスの更なる効率化が図られ、顧客にとって有益な保険商品が、よりタイムリーに提供されることを期待している。
- 今般の取組に感謝申し上げるとともに、金融庁としても、引き続き、商品審査の効率化に努めてまいりたい。

7. 保険商品審査事例集の公表について

- 2024年6月25日に、金融庁では、「保険商品審査事例集」を公表した。本事例集は、各保険会社が商品開発に取り組む際の参考資料として利用されること等を目的に、実際の審査に当たって、当局と申請会社との間で共有するに至った問題認識や、商品開発における先進的な取組等についてまとめたも

ので、半期に一度公表している。

- 今回の公表では、顧客の利便性を高めつつも、保険業法等の趣旨を踏まえた商品開発を行う上で必要な対応について掲載している。各社におかれては、本事例集も参考にさせていただき、顧客の需要及び利便に適合する優良な商品開発を引き続き行っていただきたい。

(参考)「保険商品審査事例集」抜粋

(事例1) 自家用車活用事業の創設に対応した商品の提供 (損保)

移動支援サービス提供中に生じた事故に対する補償を行う商品について、対象となる事業者タクシー事業者等を追加する改定を行った事例。本商品では、ドライバーではなく、移動支援サービス事業者が保険契約者になることから、移動支援サービス事業者による運行管理態勢の構築等(ドライバーへの補償内容の説明等)が必要であることの認識を共有した。

(事例2) 水災料率の丁目単位の地域細分化 (損保)

個人向け火災保険における水災料率について、参考純率では「市区町村単位」による細分化となっているところ、より細かい「丁目単位」による細分化を行った事例。

本改定では、リスク較差が客観的かつ網羅的なデータに基づき算出されていること、高リスク契約者の購入可能性が損なわれないことを確認し、購入可能性については、申請社における過去の改定率と比較して、水災料率が大幅に上がる地域には激変緩和措置が講じられていることを確認した。

8. 令和6年7月9日からの大雨災害等に対する金融上の措置要請について

- 令和6年7月9日から的大雨災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 係る大雨災害等に対し、島根県に災害救助法が適用されたことを受け、7月11日(木)、中国財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を島根県内の関係金融機関等に発出させていただきました。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被

災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

9. 外部委託先のサイバーセキュリティリスク管理について

- 金融機関が一部業務を委託している先のサーバー等がランサムウェアに感染し、結果として、金融機関の顧客情報が当該委託先から漏えいする事案が発生。
- 当該先への業務委託元金融機関は委託顧客情報を検証し、漏えいがあった場合には、個人情報保護法に基づき適切な対応が必要。
- 金融庁では、今回の事例を踏まえて、金融機関の委託先管理の在り方について検討する方針。

10. 金融犯罪対策について

- 2024年6月、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺、フィッシングによる被害の拡大を背景として、「国民を詐欺から守るための総合対策」が策定された。
- これを受け、2024年7月より従来のマネーロンダリング・テロ資金供与対策企画室を改組する形で、新たに「金融犯罪対策室」を設置した。
- 従来のマネロン等対策も含めて、これからはFATF対応・制度対応だけでなく、利用者が安心してサービスを利用できるよう、金融犯罪被害の防止にも力点を置くことの重要性を皆様方にもご理解いただきたい。
- 金融庁としては、今般の「総合対策」に盛り込まれた施策も含め、投資詐欺等をはじめとする金融犯罪への対策を関係省庁や業界団体と連携しつつ、スピード感を持って進めてまいりたい。

11. 「マネー・ロンダリング等対策の取組と課題(2024年6月)」の公表について

- 2024年3月末のマネロンガイドラインに基づく態勢整備の期限を迎え、今後は

FATF 第4次審査での指摘への対応から第5次審査に向けた実効性の向上に視点を移していくことが必要である。

- また、特殊詐欺等の急増とこれらにおける金融サービスの不正利用への対策は目下の最重要課題である。
- このような認識の下で、「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題(2024年6月)」、通称マネロンレポートの最新版を取りまとめ、2024年6月28日に公表した。
- 2024年3月末の態勢整備期限以降、高度化に向けて有効性検証を各金融機関が実施する際に参考となる取組事例や足下で急増している口座不正利用に対する先進的な取組についても記載しており、各金融機関におかれては、このレポートを参考に、自らの組織のマネロン等対策の強化・高度化に取り組んでいただきたい。

12. 「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」の公表について

- 2023年度に発生したシステム障害の傾向・事例をまとめた「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」を2024年6月26日に公表した。
- 本レポートは、障害の端緒に着目して障害事例を分類し、原因と課題を分析している。また、ITレジリエンス強化の参考となるよう、ATM停止時の円滑な顧客対応や、コンティンジェンシープランに則った円滑なシステム復旧などの障害対応の好事例も記載している。
- 加えて、今般のレポートにおいては、「金融機関における脅威ベースのペネトレーションテスト(TLPT)の好事例及び課題」及び「オペレーショナル・レジリエンスに係る金融機関との対話等の概要」のコラムも掲載している。
- 各金融機関におかれては、本レポートを参考に、安定したサービス提供のため、一層のシステムリスク管理の強化に取り組んでいただきたい。

13. 骨太の方針・新しい資本主義実行計画等について

○ 2024年6月21日、「経済財政運営と改革の基本方針2024」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」等が閣議決定された。

○ 金融庁関連では、

- ・ 金融機関等による経営改善・再生・再チャレンジ支援、事業承継及びM&A支援の促進、
- ・ NISAの活用等や金融経済教育の充実、コーポレートガバナンス改革の実質化、資産運用業とアセットオーナーシップの改革など、資産運用立国の実現に向けた取組の推進、
- ・ 非上場株式の流通活性化など、スタートアップへの資金供給に関する環境整備、
- ・ インパクト投資の推進や、アジアと連携したトランジション・ファイナンスの推進、サステナビリティ情報開示の充実など、サステナブルファイナンスの取組、

などの施策が盛り込まれている。

○ 政府方針に盛り込まれたいずれの施策も、重要な施策であり、金融庁としては金融が実体経済や国民生活をしっかりと下支えできるよう、重点的に取り組んでいく所存。この点をご理解のうえ、金融機関の皆様のご理解・ご協力を今後、よろしくお願いしたい。

(以上)